

(様式第2号 別紙2)

遵守事項に関する確認書

せんだい健幸省エネ住宅補助金（新築向け）交付要綱に基づき補助金の交付を受けるにあたり、太陽光発電システムに関する下記事項を遵守します。

記

- (1) 申請者が購入し、所有するものであること。PPA (Power Purchase Agreement) やリースによる設置は対象外とする。
- (2) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。
- (4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
- (5) 需要家の敷地内に本事業により導入する太陽光発電システムで発電して消費する電力量を、当該太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上とすること。

令和 年 月 日

申請者氏名※

※直筆署名